

平成 20 年 2 月 22 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
大阪市北区堂島浜一丁目 4 番 4 号
MIDリート投資法人
代表者名
執行役員 泉 幸 伸
(コード番号：3227)

資産運用会社名
大阪市北区堂島浜一丁目 4 番 4 号
MIDリートマネジメント株式会社
代表者名
代表取締役社長 諸 泉 信 男
問合せ先
取締役 財務企画部部長 植 村 弘
TEL. 06-6456-0700 (代表)

規約の変更及び役員選任に関するお知らせ

MIDリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成 20 年 1 月 16 日付け日本経済新聞にて公告のとおり、平成 20 年 4 月 10 日に第 2 回投資主総会（以下「第 2 回投資主総会」といいます。）を開催する予定であり、平成 20 年 2 月 22 日開催の役員会におきまして、規約の変更及び役員選任に関し、下記のとおり第 2 回投資主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、下記事項は、第 2 回投資主総会の承認可決をもって有効となります。

記

1. 規約一部変更の件

規約変更の主な内容及び理由は、以下のとおりです。

（本項において取り上げられている規約の条項号の番号については、特に断りのない限り、現行規約における条項号の番号を示すものとします。）

- ① 第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 17 条、第 21 条、第 23 条、第 34 条、第 36 条、第 38 条、第 40 条関係
会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行され、また、投信法その他投資法人に関わる法令が改正されたこと等に伴い、現行の規約と関係法令との字句等の統一を図るため、所要の変更を行うものです。
- ② 第 11 条関係
投資主総会の決議につき、当該議案について規約第 14 条に定めるみなし賛成に関する規定が適用されず、決議が必要な議案につき定足数を満たさないこととなる事態を回避するため、投資主総会の普通決議につき定足数を定めないこととするものです。
- ③ 第 27 条関係
平成 19 年の税制改正によって租税特別措置法第 67 条の 15 第 9 項が廃止されたことにより、特定目的会社の優先出資証券の全部を取得した場合の除外規定が適用されなくなりましたので、第 27 条第 4 項第 2 号の削除を行うものです。
- ④ 第 28 条、第 29 条、第 32 条、第 35 条関係
証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号。以下「改正証取法」といいます。）の施行に伴い、所要の変更を行うものです。また、東京証券取引所の規則改正に伴い、取得に際して東京証券取引所の承認が不要となった資産への柔軟性のある投資を可能

にするために、東京証券取引所の承認が必要である旨の文言を削除するものです。

- ⑤ 第 33 条、第 36 条、附則関係
本投資法人の設立の際又は第 1 期営業期間において必要とされた規約記載事項について、規約の簡素化を図るため、現状不要となった条項を削除するものです。
- ⑥ 第 35 条関係
改正証取法の施行に伴い、今後、投資法人による短期投資法人債の発行が可能とされていることから、本投資法人の機動的な資金調達を可能とするため、必要な規定の変更を行うものです。
- ⑦ 第 36 条関係
スポンサー関係者の定義につき、資産運用会社との実質的な利益相反関係があり得る一定の資本関係及び取引関係を有する者を、より一般的に対象とするため、規定の整備を行うものです。
- ⑧ その他
第 9 条、第 20 条など、上記変更以外の変更につきましては、条文の整備を行うもの、法令の改正により規約上に記載された法令の条数が変更する度に規約の変更を余儀なくされることを回避するために法令の具体的な条数の記載を削除するもの、又は規約を簡素化し、語句の修正をするもの、その他必要な規定の加除、表現の変更及び条数の整備等を行うものです。

(規約変更に関する議案の詳細につきましては、添付資料「第 2 回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

2. 役員選任の件

執行役員泉幸伸及び監督役員喜多村晴雄及び谷口直大の両氏は、平成 20 年 5 月 29 日をもって任期満了となりますので、執行役員 1 名の選任及び監督役員 2 名の選任に係る議案を提出いたします。

また、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、諸泉信男を補欠執行役員に選任する議案を提出いたします。なお、諸泉信男は本投資法人の資産運用会社である MID リートマネジメント株式会社の代表取締役であります。

(役員選任に関する議案の詳細につきましては、添付資料「第 2 回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

3. 投資主総会等の日程

平成 20 年 2 月 22 日 第 2 回投資主総会提出議案承認役員会
平成 20 年 3 月 21 日 第 2 回投資主総会招集通知発送 (予定)
平成 20 年 4 月 10 日 第 2 回投資主総会開催 (予定)

【添付資料】

第 2 回投資主総会招集ご通知

以 上

平成 20 年 3 月 21 日

投資主各位

大阪市北区堂島浜一丁目 4 番 4 号
M I D リート投資法人
執行役員 泉 幸伸

第 2 回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第 2 回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご捺印のうえ、平成 20 年 4 月 9 日（水曜日）午後 5 時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）第 93 条第 1 項に基づき、規約第 14 条第 1 項及び第 2 項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人規約抜粋）

第 14 条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成したものとみなす。
2. 前項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時：平成 20 年 4 月 10 日（木曜日）午前 10 時
2. 場 所：大阪市中央区城見二丁目 1 番 61 号
ツイン 21 MID タワー 4 階 「ホール 21」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項：
決議事項
第 1 号議案：規約一部変更の件
第 2 号議案：執行役員 1 名選任の件
第 3 号議案：補欠執行役員 1 名選任の件
第 4 号議案：監督役員 2 名選任の件

以 上

（お願い）

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である MID リートマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

- ◎ 投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.midreit.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎ 議決権の不統一行使をされる場合は、投資主総会の3日前まで（平成20年4月6日まで。同日を含みます。）に議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により本投資法人にご通知ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

1. 議案の要領及び提案の理由

(なお、本項において取り上げられている規約の条項号の番号については、特に断りのない限り、現行規約における条項号の番号を示すものとします。)

① 第3条、第4条、第6条、第7条、第12条、第14条、第15条、第17条、第21条、第23条、第34条、第36条、第38条、第40条関係

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行され、また、投信法その他投資法人に関わる法令が改正されたこと等に伴い、現行の規約と関係法令との字句等の統一を図るため、所要の変更を行うものです。

② 第11条関係

投資主総会の決議につき、当該議案について規約第14条に定めるみなし賛成に関する規定が適用されず、決議が必要な議案につき定足数を満たさないこととなる事態を回避するため、投資主総会の普通決議につき定足数を定めないこととするものです。

③ 第27条関係

平成19年の税制改正によって租税特別措置法第67条の15第9項が廃止されたことにより、特定目的会社の優先出資証券の全部を取得した場合の除外規定が適用されなくなりましたので、第27条第4項第2号の削除を行うものです。

④ 第28条、第29条、第32条、第35条関係

証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号。以下「改正証取法」といいます。）の施行に伴い、所要の変更を行うものです。また、東京証券取引所の規則改正に伴い、取得に際して東京証券取引所の承認が不要となった資産への柔軟性のある投資を可能にするために、東京証券取引所の承認が必要である旨の文言を削除するものです。

⑤ 第33条、第36条、附則関係

本投資法人の設立の際又は第1期営業期間において必要とされた規約記載事項について、規約の簡素化を図るため、現状不要となった条項を削除するものです。

⑥ 第35条関係

改正証取法の施行に伴い、今後、投資法人による短期投資法人債の発行が可能とされていることから、本投資法人の機動的な資金調達を可能とするため、必要な規定の変更を行うものです。

⑦ 第36条関係

スポンサー関係者の定義につき、資産運用会社との実質的な利益相反関係があり得る一定の資本関係及び取引関係を有する者を、より一般的に対象とするため、規定の整備を行うものです。

⑧ その他

第9条、第20条など、上記変更以外の変更につきましては、条文の整備を行うもの、法令の改正により規約上に記載された法令の条数が変更する度に規約の変更を余儀なくされることを回避するために法令の具体的な条数の記載を削除するもの、又は規約を簡素化し、語句の修正をするもの、その他必要な規定の加除、表現の変更及び条数の整備等を行うものです。

2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

(下線は変更部分を示します。)

現行規約	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第3条 (本店の所在する場所) (記載省略)</p> <p>第4条 (公告の方法) 本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 投資口</p> <p>第6条 (発行可能投資口総口数)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (記載省略) 2. (記載省略) 3. 本投資法人は、第1項に規定する投資口の総口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、投資口の追加発行ができるものとする。<u>当該投資口の追加発行における1口当たりの発行価額は、本投資法人に属する資産(以下「運用資産」という。)の内容に照らし公正な価額として役員会で決定した価額とする。</u> 	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第3条 (本店の所在地) (現行のとおり)</p> <p>第4条 (公告の方法) 本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 投資口</p> <p>第6条 (発行可能投資口総口数)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (現行のとおり) 2. (現行のとおり) 3. 本投資法人は、第1項に規定する発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、<u>その発行する投資口を引き受ける者の募集をすることができるものとする。募集投資口(当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいう。)</u>1口と引換えに払い込む金銭の額は、本投資法人の保有する資産(以下「運用資産」という。)の内容に照らし公正な金額として役員会が承認した金額とする。

現行規約	変更案
<p>第7条 (投資口の取扱規則) 本投資法人が発行する投資証券の種類、<u>投資口の名義書換(実質投資主名簿への記載又は記録を含む。以下同じ。)</u>、質権の登録及びその抹消、投資証券の再発行その他の手続並びにその手数料については、法令又は本規約のほか、役員会の定める投資口取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 投資主総会</p> <p>第9条 (招集) 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、役員会の決議に基づき執行役員がこれを招集する。</p> <p>第11条 (決議)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合のほか、<u>発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、その議決権の過半数でこれを行う。</u> 2. 投資主は、本投資法人の議決権を有するほかの投資主を代理人としてその議決権を行使することができる。 3. (記載省略) <p>第12条 (書面による議決権の行使)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>投資主総会に出席しない投資主は、書面によって議決権を行使することができる。</u> 2. (記載省略) 	<p>第7条 (投資口の取扱規則) 本投資法人が発行する投資証券の種類、<u>投資主名簿(実質投資主名簿を含む。以下同じ。)</u>への記載又は記録、質権の登録及びその抹消、投資証券の再発行その他の手続並びにその手数料については、法令又は本規約のほか、役員会の定める投資口取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 投資主総会</p> <p>第9条 (招集) 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、役員会の決議に基づき、<u>執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集する。</u></p> <p>第11条 (決議)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合のほか、<u>出席した投資主の議決権の過半数でこれを行う。</u> 2. 投資主は、本投資法人の議決権を有するほかの投資主 <u>1名</u>を代理人としてその議決権を行使することができる。 3. (現行のとおり) <p>第12条 (書面による議決権の行使)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法令で定める時まで</u>に当該記載をした議決権行使書面を本投資法人に提出して行う。 2. (現行のとおり)

現行規約	変更案
<p>第 14 条 (みなし賛成)</p> <p>1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成したものとみなす。</p> <p>2. 前項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p>	<p>第 14 条 (みなし賛成)</p> <p>1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす。</p> <p>2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p>
<p>第 15 条 (基準日等)</p> <p>1. 投資主総会において権利を行使すべき投資主は、本投資法人が役員会の決議を経て法令に従い予め公告して定める基準日現在の最終の投資主名簿(実質投資主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された投資主とする。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. 執行役員は、第 2 項で定める議事録を本投資法人の本店に 10 年間備置くものとする。</p>	<p>第 15 条 (基準日等)</p> <p>1. 投資主総会において権利を行使すべき投資主は、本投資法人が役員会の決議を経て法令に従い予め公告して定める基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主とする。</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>3. 本投資法人は、投資主総会の日から 10 年間、第 2 項に基づき作成される議事録をその本店に備え置くものとする。</p>
<p>第 4 章 執行役員及び監督役員</p>	<p>第 4 章 執行役員及び監督役員</p>
<p>第 17 条 (執行役員及び監督役員の選任及び任期)</p> <p>1. 執行役員及び監督役員は、法令に別段の定めがない限り、投資主総会の決議をもって選任する。</p> <p>2. (記載省略)</p>	<p>第 17 条 (執行役員及び監督役員の選任及び任期)</p> <p>1. 執行役員及び監督役員は、法令に別段の定めがない限り、投資主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (現行のとおり)</p>
<p>第 5 章 役員会</p>	<p>第 5 章 役員会</p>

現行規約	変更案
<p>第 20 条 (招集)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (記載省略) 2. (記載省略) 3. <u>本条第 1 項の規定にかかわらず、役員会招集権を有しない執行役員及び監督役員は、投信法の規定に従い、役員会招集権を有する執行役員に対し、役員会の目的である事項を示して、それぞれ役員会の招集を請求することができる。</u> <p>第 21 条 (決議等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (記載省略) 2. (記載省略) 3. <u>執行役員は、第 2 項に基づき作成される議事録を本投資法人の本店に 10 年間備置くものとする。</u> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 23 条 (会計監査人の選任)</p> <p>会計監査人は、投資主総会において選任する。<u>但し、投信法に定める設立時会計監査人はこの限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 資産運用の対象及び方針</p> <p>第 27 条 (投資態度)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (記載省略) 2. (記載省略) 3. (記載省略) 4. <u>本投資法人が取得する資産の組入比率は以下の①及び②の方針によるものとする。</u> <p>① 特定不動産(本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借</p>	<p>第 20 条 (招集)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (現行のとおり) 2. (現行のとおり) 3. 第 1 項の規定にかかわらず、役員会招集権を有しない執行役員及び監督役員は、投信法の規定に従い、役員会招集権を有する執行役員に対し、役員会の目的である事項を示して、それぞれ役員会の招集を請求することができる。 <p>第 21 条 (決議等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (現行のとおり) 2. (現行のとおり) 3. <u>本投資法人は、役員会の日から 10 年間、第 2 項に基づき作成される議事録をその本店に備え置くものとする。</u> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 23 条 (会計監査人の選任)</p> <p>会計監査人は、投資主総会<u>の決議によって</u>選任する。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 資産運用の対象及び方針</p> <p>第 27 条 (投資態度)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (現行のとおり) 2. (現行のとおり) 3. (現行のとおり) 4. <u>本投資法人は、特定不動産(本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権</u>

現行規約	変更案
<p>権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。)の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とする。</p> <p>② <u>資産の総額のうち</u>に占める投資信託及び投資法人に関する法律施行令(以下「投信法施行令」という。)第3条第8号に掲げる不動産、同条第9号に掲げる不動産の賃借権、同条第10号に掲げる地上権、同条第15号に掲げる信託の受益権(同号ニ又はホに掲げる資産のみを信託する信託にかかるものに限る。)及び同条第16号に掲げる匿名組合出資持分(その出資された財産を同条第8号乃至第10号に掲げる資産のみに運用することを定めた同条第16号に規定する契約にかかるものに限る。)の価額の割合として、<u>財務省令で定める割合を100分の75以上とする。</u></p> <p>第28条 (資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>① (記載省略)</p> <p>② (記載省略)</p> <p>③ 不動産、土地の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権(不動産に付随する金銭と併せて信託する包括契約を含むが、<u>有価証券に該当するものを除く。</u>)</p>	<p>をいう。)の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上となるように<u>資産運用を行うものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第28条 (資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>① (現行のとおり)</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>③ 不動産、土地の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権(不動産に付随する金銭と併せて信託する包括契約を含む。)</p>

現行規約	変更案
<p>④ 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 <u>(有価証券に該当するものを除く。)</u></p> <p>⑤ (記載省略)</p> <p>⑥ 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 <u>(有価証券に該当するものを除く。)</u></p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>① (記載省略)</p> <p>② (記載省略)</p> <p>③ (記載省略)</p> <p>④ 特定目的信託の受益証券(資産流動化法に定めるもの(上記(2)③、④又は⑥に掲げる資産に該当するものを除く。))</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>① (記載省略)</p> <p>② 有価証券(投信法に定めるものをいう。但し、<u>第1項</u>に該当するものを除く。)</p> <p>③ (記載省略)</p> <p>④ (記載省略)</p> <p>⑤ 信託財産を主として本号①乃至④に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 <u>(有価証券に該当するものを除く。)</u></p>	<p>④ 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>⑤ (現行のとおり)</p> <p>⑥ 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>① (現行のとおり)</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>③ (現行のとおり)</p> <p>④ 特定目的信託の受益証券(資産流動化法に定めるもの(上記(2)③、④又は⑥に掲げる資産に該当するものを除く。)) <u>をいう。)</u></p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>① (現行のとおり)</p> <p>② 有価証券(投信法に定めるものをいう。但し、<u>本条で別途個別に掲げられている有価証券</u>に該当するものを除く。)</p> <p>③ (現行のとおり)</p> <p>④ (現行のとおり)</p> <p>⑤ 信託財産を主として本号①乃至④に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 <u>及びかかる信託受益権に対する投資として運用することを目的とする金銭</u></p>

現行規約	変更案
<p>(2) <u>金融</u>デリバティブ取引に関する権利 (投信法施行令に定めるものをいう。)</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>(4) (記載省略)</p> <p>(5) 民法上の組合の出資持分(但し、不動産、不動産の賃借権又は地上権を出資することにより設立され、その賃貸・運用・管理を目的としたものに限る。)</p> <p>(6) (記載省略)</p> <p>(7) 上記(1)乃至(6)のほか、<u>本投資法人の保有にかかると不動産等の運用に必要なものとして、本投資法人が上場する証券取引所が認めるもの</u></p> <p>第29条 (投資制限)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 前条第2項第2号に掲げる<u>金融</u>デリバティブ取引に関する権利は、本投資法人にかかる負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。</p> <p>第32条 (資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>(4) (記載省略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>の信託の受益権</u></p> <p>(2) デリバティブ取引に関する権利(投信法施行令に定めるものをいう。)</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) (現行のとおり)</p> <p>(5) 民法上の組合の出資持分(但し、不動産、不動産の賃借権又は地上権を出資することにより設立され、その賃貸・運用・管理を目的としたものに限る<u>ものとし、有価証券に該当するものを除く。</u>)</p> <p>(6) (現行のとおり)</p> <p>(7) 上記(1)乃至(6)のほか、<u>不動産等又は不動産対応証券の投資に付随して取得が必要又は有用となるその他の権利</u></p> <p>第29条 (投資制限)</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. 前条第2項第2号に掲げるデリバティブ取引に関する権利は、本投資法人にかかる負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。</p> <p>第32条 (資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) (現行のとおり)</p>

現行規約	変更案
<p>(5) (記載省略)</p> <p>(6) (記載省略)</p> <p>(7) (記載省略)</p> <p>(8) (記載省略)</p> <p>(9) 金銭の信託の受益権 (第 28 条第 2 項第 1 号⑤に定めるもの) 信託財産の構成資産が(6)、(7)又は(8)の場合は、それぞれに定める方法に従って評価し、それらの合計額をもって評価する。</p> <p>(10) <u>金融</u>デリバティブ取引に関する権利 (第 28 条第 2 項第 2 号に定めるもの)</p> <p>① (記載省略)</p> <p>② (記載省略)</p> <p>③ (記載省略)</p> <p>(11) その他 上記に定めがない場合には、社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる会計基準により付されるべき評価額をもって評価する。</p> <p>2. 資産運用報告書等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとする。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 不動産、<u>地上権</u>又は土地の賃借権を信託する信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分 (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>第 33 条 (決算期)</p>	<p>(5) (現行のとおり)</p> <p>(6) (現行のとおり)</p> <p>(7) (現行のとおり)</p> <p>(8) (現行のとおり)</p> <p>(9) 金銭の信託の受益権 (第 28 条第 2 項第 1 号⑤に定めるもの) 信託財産の構成資産が(6)乃至(8)又は(11)の場合は、それぞれに定める方法に従って評価し、それらの合計額をもって評価する。</p> <p>(10) デリバティブ取引に関する権利 (第 28 条第 2 項第 2 号に定めるもの)</p> <p>① (現行のとおり)</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>③ (現行のとおり)</p> <p>(11) その他 上記に定めがない場合には、<u>投信法</u>、社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる<u>企業会計</u>の基準により付されるべき評価額をもって評価する。</p> <p>2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとする。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 不動産、土地の賃借権又は<u>地上権</u>を信託する信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分 (現行のとおり)</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>第 33 条 (決算期)</p>

現行規約	変更案
<p>本投資法人の営業期間は、毎年1月1日から6月末日まで及び7月1日から12月末日まで(以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。)とする。<u>但し、本投資法人の第1期営業期間は、本投資法人成立の日から平成18年12月末日までとする。</u></p>	<p>本投資法人の営業期間は、毎年1月1日から6月末日まで及び7月1日から12月末日まで(以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。)とする。</p>
<p>第34条 (金銭の分配の方針)</p> <p>1. 分配方針</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益(投信法に規定される、本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除して得た額をいう。以下同じ。)の金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って計算されるものとする。</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>(4) (記載省略)</p> <p>(5) 分配金の分配方法</p> <p>分配金は、金銭により分配するものとし、決算期における最終の投資主名簿に記載のある投資主又は登録質権者を対象に、原則として決算期から3ヶ月以内に投資口の所有口数に応じて分配する。</p> <p>(6) (記載省略)</p> <p>2. 分配金請求権の除斥期間 (記載省略)</p>	<p>第34条 (金銭の分配の方針)</p> <p>1. 分配方針</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益(投信法に規定される、本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額、<u>出資剰余金及び評価・換算差額</u>等の合計額を控除して得た額をいう。以下同じ。)の金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って計算されるものとする。</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) (現行のとおり)</p> <p>(5) 分配金の分配方法</p> <p>分配金は、金銭により分配するものとし、決算期における最終の投資主名簿に記載<u>又は記録</u>のある投資主又は登録<u>投資口</u>質権者を対象に、原則として決算期から3ヶ月以内に投資口の所有口数に応じて分配する。</p> <p>(6) (現行のとおり)</p> <p>2. 分配金請求権の除斥期間等 (現行のとおり)</p>
<p>第35条 (借入金及び投資法人債発行の限度額等)</p>	<p>第35条 (借入金及び投資法人債発行の限度額等)</p>

現行規約	変更案
<p>1. 本投資法人は、運用資産の着実な成長並びに効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修繕費若しくは分配金の支払い、本投資法人の運営に要する資金、若しくは債務の返済（敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含む。）等の資金の手当てを目的として、資金を借入れ（コール市場を通じる場合を含む。）又は投資法人債を発行することができる。なお、資金を借入れる場合は、<u>証券取引法に規定する適格機関投資家からの借入れに限るものとする。</u></p> <p>2. （記載省略）</p> <p>3. （記載省略）</p> <p>第 36 条 （<u>投資信託委託業者</u>に対する資産運用報酬の支払いに関する基準） 本投資法人が運用資産の運用を委託する<u>投資信託委託業者</u>（以下「資産運用会社」という。）に支払う報酬の計算方法及び支払いの時期は、次のとおりとする。なお、本投資法人は、資産運用会社に対して、<u>宅地建物取引業法第 46 条</u>に定める代理・媒介に関する報酬は支払わないものとする。</p> <p>(1) 運用報酬 I 本投資法人の直前の決算期における貸借対照表（投信法第 131 条の承認を受けたものに限る。）に記載された総資産額に、0.2%を上限とする料率を乗じた金額（1 円未満切捨て）を、運用報酬 I とする。<u>但し、本投資法人の第 1 期営業期間においては、当該営業期間中に本投資法人が取得した不</u></p>	<p>1. 本投資法人は、運用資産の着実な成長並びに効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修繕費若しくは分配金の支払い、本投資法人の運営に要する資金、若しくは債務の返済（敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含む。）等の資金の手当てを目的として、資金を借入れ（コール市場を通じる場合を含む。）又は投資法人債（<u>短期投資法人債を含む。以下同じ。</u>）を発行することができる。なお、資金を借入れる場合は、<u>金融商品取引法に規定する適格機関投資家（金融商品取引業者その他の財務省令で定めるものに限る。）</u>からの借入れに限るものとする。</p> <p>2. （現行のとおり）</p> <p>3. （現行のとおり）</p> <p>第 36 条 （<u>資産運用会社</u>に対する資産運用報酬の支払いに関する基準） 本投資法人が運用資産の運用を委託する<u>資産運用会社</u>（以下「資産運用会社」という。）に支払う報酬の計算方法及び支払いの時期は、次のとおりとする。なお、本投資法人は、資産運用会社に対して、<u>宅地建物取引業法に定める代理・媒介に関する報酬は支払わないものとする。</u></p> <p>(1) 運用報酬 I 本投資法人の直前の決算期における貸借対照表（投信法第 131 条の承認を受けたものに限る。）に記載された総資産額に、0.2%を上限とする料率を乗じた金額（1 円未満切捨て）を、運用報酬 I とする。 運用報酬 I は、投資法人の当該営業期間にかかる決算期後、3 ヶ月以内に支払うもの</p>

現行規約	変更案
<p>動産等の取得価額（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用等を除く。）に0.4%を上限とする料率を乗じた金額を、365で除し、当該不動産等の取得日から平成18年12月末日までの実日数を乗じた金額（1円未満切捨て）の合計金額とする。</p> <p>運用報酬Ⅰは、投資法人の当該営業期間にかかる決算期後、3ヶ月以内に支払うものとする。</p> <p>(2) 運用報酬Ⅱ （記載省略）</p> <p>(3) 運用報酬Ⅲ 本投資法人が運用資産として新たに不動産等（信託の受益権その他の資産の裏付けとなる不動産を含む。以下同じ。）を取得した場合、当該不動産等の取得価額（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用等を除く。）に、1.0%を上限とする料率を乗じた金額（1円未満切捨て）を、運用報酬Ⅲとする。但し、スポンサー関係者（(a) 投信法第15条第2項第1号で定義される利害関係人等、(b) 資産運用会社の株主及び連結会計基準における資産運用会社の株主の子会社及び関連会社、(c) <u>Aetos Capital, LLC</u> が資産運用業務、資産管理業務若しくは投資助言サービス業務等を受託しているファンド又は当該ファンドにより設立された法人若しくは団体並びに (d) 上記(a)乃至(c)が20%以上の出資、匿名組合出資又は優先出資を行っている特別目的会社を意味する。以下同じ。）から取得した場合は、当該不動産等の取得価額に0.5%を上限とする料率を乗じた金額（1円未満切捨て）を、運用報酬Ⅲとする。</p>	<p>とする。</p> <p>(2) 運用報酬Ⅱ （現行のとおり）</p> <p>(3) 運用報酬Ⅲ 本投資法人が運用資産として新たに不動産等（信託の受益権その他の資産の裏付けとなる不動産を含む。以下同じ。）を取得した場合、当該不動産等の取得価額（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用等を除く。）に、1.0%を上限とする料率を乗じた金額（1円未満切捨て）を、運用報酬Ⅲとする。但し、スポンサー関係者（(a) 投信法第201条第1項で定義される利害関係人等、(b) 資産運用会社の株主及び連結会計基準における資産運用会社の株主の子会社及び関連会社、(c) <u>上記(a)若しくは(b)に掲げる者又は資産運用会社の株主の主要株主（金融商品取引業者の主要株主として金融商品取引法に定める者をいう。以下同じ。）</u> が資産運用業務、資産管理業務若しくは投資助言サービス業務等を委託している委託先、(d) <u>上記(a)乃至(c)に掲げる者が資産運用業務、資産管理業務若しくは投資助言サービス業務等を受託しているファンド又は当該ファンドにより設立された法人若しくは団体並びに (e) 上記(a)乃至(d)が20%以上の</u></p>

現行規約	変更案
<p>運用報酬Ⅲは、当該不動産等の取得が行われた日（所有権移転等の権利移転の効果が生じた日）の属する月の翌月末までに支払うものとする。</p> <p>(4) 運用報酬Ⅳ (記載省略)</p> <p>第 38 条 (諸費用の負担)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>(4) 法令に定める<u>財務諸表</u>、資産運用報告書等の作成、印刷及び交付にかかる費用(監督官庁等に提出する場合の提出費用を含む。)</p> <p>(5) (記載省略)</p> <p>(6) 専門家等に対する報酬又は費用(法律顧問、<u>鑑定評価</u>、<u>資産精査</u>、及び司法書士等を含む。)</p> <p>(7) (記載省略)</p> <p>(8) (記載省略)</p> <p>(9) (記載省略)</p> <p>(10) (記載省略)</p> <p>(11) (記載省略)</p>	<p>出資、匿名組合出資又は優先出資を行っている特別目的会社を意味する。以下同じ。)から取得した場合は、当該不動産等の取得価額に 0.5%を上限とする料率を乗じた金額(1円未満切捨て)を、運用報酬Ⅲとする。</p> <p>運用報酬Ⅲは、当該不動産等の取得が行われた日(所有権移転等の権利移転の効果が生じた日)の属する月の翌月末までに支払うものとする。</p> <p>(4) 運用報酬Ⅳ (現行のとおり)</p> <p>第 38 条 (諸費用の負担)</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) 法令に定める<u>計算書類</u>、資産運用報告、<u>金銭の分配に係る計算書及びこれらの附属明細書並びに営業報告書等</u>の作成、印刷及び交付にかかる費用(監督官庁等に提出する場合の提出費用を含む。)</p> <p>(5) (現行のとおり)</p> <p>(6) 専門家等に対する報酬又は費用(法律顧問、<u>会計監査人</u>、<u>税務顧問</u>及び司法書士に対する報酬並びに<u>鑑定評価及び資産精査等にかかるもの</u>を含む。)</p> <p>(7) (現行のとおり)</p> <p>(8) (現行のとおり)</p> <p>(9) (現行のとおり)</p> <p>(10) (現行のとおり)</p> <p>(11) (現行のとおり)</p>

現行規約	変更案
<p style="text-align: center;">第8章 業務及び事務の委託</p> <p>第40条 (資産の運用、保管及びその他の業務及び事務の委託)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用にかかる業務を<u>投資信託委託業者</u>に、また、資産の保管にかかる業務を資産保管会社に委託する。 2. 本投資法人は、資産の運用及び保管にかかる業務以外にかかる事務であって投信法により第三者に委託しなければならないとされる<u>事務</u> (以下「<u>一般事務</u>」という。) については、<u>第三者に委託する</u>。 <p><u>(附則)</u> 第41条乃至第43条は、平成18年10月31日をもって削除される。</p>	<p style="text-align: center;">第8章 業務及び事務の委託</p> <p>第40条 (資産の運用、保管及びその他の業務及び事務の委託)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用にかかる業務を<u>資産運用会社</u>に、また、資産の保管にかかる業務を資産保管会社に委託する。 2. 本投資法人は、資産の運用及び保管にかかる業務以外にかかる事務であって投信法により第三者に委託しなければならないとされる事務については、<u>第三者に委託する</u>。 <p style="text-align: center;">(削除)</p>

第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員泉幸伸は、平成20年5月29日をもって任期満了となりますので、執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において、執行役員の任期は、規約第17条第2項本文の定めにより、就任する平成20年5月30日より2年とします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、平成20年2月22日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略	歴
泉 幸伸 (昭和18年6月5日)	昭和42年4月 平成8年3月 平成10年9月 平成11年6月 平成16年2月 平成17年1月 平成17年4月 平成18年5月	警察庁入庁 警察庁生活安全局長 松下興産株式会社（現豊秀興産株式会社）入社 同社 代表取締役専務 M I Dホールディングス株式会社 取締役 松下興産株式会社（現M I D都市開発株式会社）代表取締役 同社 取締役専務執行役員 M I Dリート投資法人 執行役員（現職）

- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。補欠執行役員が執行役員に就任した場合の任期は、規約第17条第2項但書の定めにより、前任者である執行役員の任期と同じく平成22年5月29日までとします。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、平成20年2月22日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものであります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴	
諸泉 信男 (昭和33年8月16日)	昭和56年4月 平成7年9月 平成9年10月 平成11年10月 平成13年2月 平成15年7月 平成17年6月 平成18年10月 平成19年7月 平成19年9月	住友信託銀行株式会社 入社 同社 本店不動産営業部 課長 同社 開発不動産業務部 調査役 同社 不動産業務部 企画課 課長 同社 不動産投資顧問部 次長 同社 本店不動産営業部 営業室長 同社 不動産情報開発部 次長 同社 不動産コンサルティング部 部長 M I Dリートマネジメント株式会社 入社 顧問 同社 代表取締役社長 (現職)

- ・ 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記補欠執行役員候補者は、資産運用会社の代表取締役であります。
- ・ 上記補欠執行役員については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

第4号議案：監督役員2名選任の件

監督役員喜多村晴雄及び谷口直大の両氏は、平成20年5月29日をもって任期満了となりますので、監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において、監督役員の任期は、規約第17条第2項本文の定めにより、就任する平成20年5月30日より2年とします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略 歴	
1	喜多村 晴雄 (昭和33年8月21日)	昭和58年9月	アーサーアンダーセン公認会計士共同事務所(現あずさ監査法人) 入所
		昭和62年3月	公認会計士 登録
		平成6年5月	朝日監査法人(現あずさ監査法人) 社員
		平成8年12月	朝日アーサーアンダーセン株式会社 取締役
		平成12年6月	朝日監査法人(現あずさ監査法人) 代表社員
		平成14年8月	喜多村公認会計士事務所 開設、所長(現職)
		平成15年2月	チャールズウェインコンサルティング株式会社 代表取締役 (現職)
		平成16年6月	ローム株式会社 監査役(非常勤) (現職)
		平成17年12月	住商グレンジャー株式会社(現株式会社 MonotaRO) 取締役(非常勤) (現職)
		平成18年5月	MIDリート投資法人 監督役員(現職)

- ・ 上記監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記監督役員候補者は、チャールズウェインコンサルティング株式会社の代表取締役であります。
- ・ 上記監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 上記監督役員候補者は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴	
2	谷口 直大 (昭和46年8月18日)	平成11年4月 平成16年4月 平成18年5月	弁護士登録(京都) 谷口法律会計事務所 入所、副所長(現職) 同志社大学 大学院司法研究科 講師 (現職) MIDリート投資法人 監督役員(現職)

- ・ 上記監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 上記監督役員候補者は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

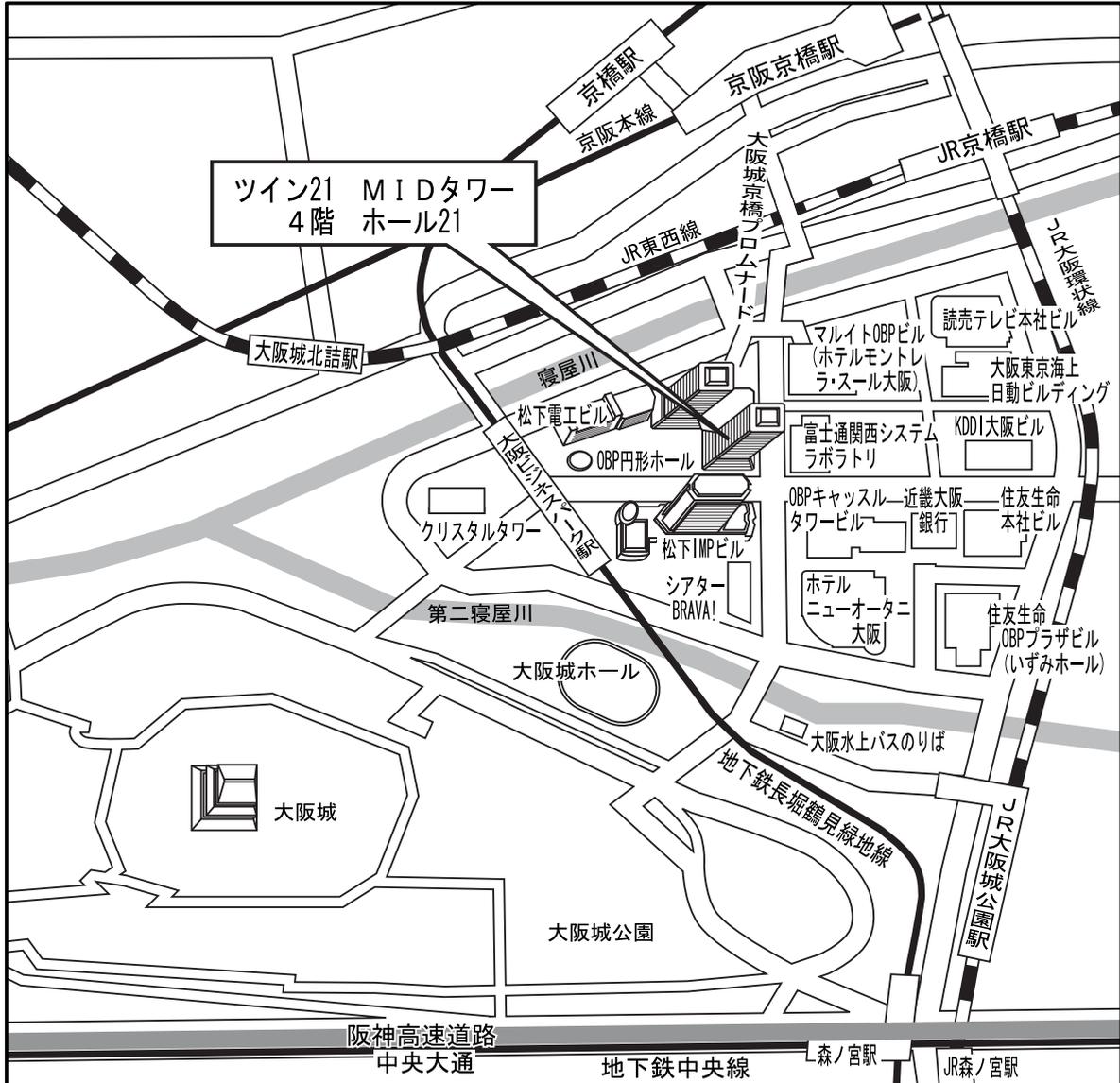
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の規約第14条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案及び第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

【会 場】 大阪府中央区城見二丁目1番61号
ツイン21 MIDタワー4階 ホール21



【交 通】

JR大阪環状線、JR東西線「京橋駅」西口改札より徒歩7分

京阪本線「京阪京橋駅」片町口改札より徒歩7分

地下鉄長堀鶴見緑地線「大阪ビジネスパーク駅」4番出口より徒歩3分

お願い：当日は、本投資主総会用駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。